

令和 2 年国勢調査 結果報告書

恵庭市の人口

令和 2 年 10 月 1 日現在

恵庭市企画振興部企画課

は　じ　め　に

国勢調査は、人口、世帯、産業構造等の実態を調査するわが国最大規模の統計調査です。

大正 9（1920）年に第 1 回調査が実施されて以来、ほぼ 5 年ごとに国の指定統計第 1 号として実施され、今回の令和 2 年（2020）年国勢調査は 21 回目（100 年目）となりました。

国勢調査の結果は、国の政治行政、都道府県、市町村各自治体の行政施策のたいへん重要な基礎資料となっています。

この報告書は、令和 2 年 10 月 1 日を調査日として実施された令和 2 年国勢調査の集計結果を基に「恵庭市の人口」としてまとめたものです。各種行政の基礎資料としてご活用いただければ幸いに存じます。

最後に、この度の国勢調査の実施にあたり、ご協力いただきました指導員、調査員及び市民の皆様をはじめ、関係各位に厚くお礼を申し上げます。

令和 4 年 3 月

恵庭市企画振興部企画課

目 次

令和2年国勢調査の概要	1
用語の解説	4
I. 調査結果の概況（人口等基本集計）	7
1. 人口概要	7
2. 男女別及び年齢別人口	9
3. 配偶関係	12
4. 世帯数・世帯の家族類型	15
5. 住居の状況	19
6. 高齢者	20
7. 外国人	22

令和２年国勢調査の概要

1 調査の時期

令和２年国勢調査は、令和２年１０月１日午前零時（以下「調査時」という。）現在によって行われました。

2 調査の法的根拠

令和２年国勢調査は、統計法（平成１９年法律第５３号）第５条第２項の規定並びに次の政令及び総理省令に基づいて行われました。

国勢調査令（昭和５５年政令第９８号）

国勢調査施行規則（昭和５５年総理府令第２１号）

国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令（昭和５９年総理府令第２４号）

3 調査の対象

令和２年国勢調査は、調査時において、日本に常住している者について行われました。ここで「常住している者」とは、当該住居に３か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、３か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在居た場所に「常住している者」とみなしました。

ただし、次の者については、それぞれ次に述べる場所に「常住している者」とみなしてその場所で調査しました。

（１）学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する学校、第１２４条に規定する専修学校又は第１３４条第１項に規定する各種学校又は就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園に在学している者で、通学のために寄宿舍、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設

（２）病院又は療養所に引き続き３か月以上入院し、又は入所している者はその病院又は療養所、それ以外の者は３か月以上入院の見込みの有無に関わらず自宅

（３）船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる者で陸上に生活の本拠を有する者はその生活の本拠、陸上に生活の本拠の無い者はその船舶

なお、後者の場合は、日本の船舶のみを調査の対象とし、調査時に本邦の港に停泊している船舶のほか、調査時前に本邦の港を出港し、途中外国の港に寄港せず調査時後５日以内に本邦の港に入港した船舶について調査しました。

（４）自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部）の所在する場所

（５）刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち、死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又

は婦人補導院

本邦内に常住している者は、外国人を含めてすべて調査の対象としましたが、次の者は調査から除外しました。

- (1) 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族
- (2) 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

4 調査事項

令和2年国勢調査では、男女の別、出生の年月日など世帯員に関する事項を15項目、世帯の数など世帯に関する事項を4項目、計19項目について調査しました。

（世帯員に関する事項）

- ① 氏名
- ② 男女の別
- ③ 出生の年月
- ④ 世帯主との続柄
- ⑤ 配偶の関係
- ⑥ 国籍
- ⑦ 現在の住居における居住期間
- ⑧ 5年前の住居の所在地
- ⑨ 在学・卒業等教育の状況
- ⑩ 就業状態
- ⑪ 所属の事業所の名称及び事業の種類
- ⑫ 仕事の種類
- ⑬ 従業上の地位
- ⑭ 従業地又は通学地
- ⑮ 従業地又は通学地までの利用交通手段

（世帯に関する事項）

- ① 世帯の種類
- ② 世帯員の数
- ③ 住居の種類
- ④ 住宅の建て方

5 調査の方法

令和2年国勢調査は、総務省統計局—都道府県—市町村—国勢調査指導員—国勢調査員の流れにより行いました。

調査は、総務大臣により任命された調査員又は調査員事務を受託した事業者（以下「調査員等という。」）が世帯を訪問し、インターネット回答利用ガイド、調査票（紙）、調査用の記入のしかた、郵送提出用封筒の4点を配布し、調査の回答はインターネット、郵送、調査員等への

提出の三つの方法としました。１０月７日までに回答の確認ができなかった世帯については、調査員が再度訪問し、回答のお願いに伺いました。

ただし、世帯員の不在等の事由により、前述の方法による調査ができなかった世帯については、調査員等が、当該世帯について「氏名」、「男女の別」及び「世帯員の数」の３項目を、その近隣の者に質問することにより調査しました。

6 利用上の注意

統計表中の符号の用法は、次のとおりです。

「－」・・・該当数字のないもの

「０」・・・単位未満の数値であるもの

「△」・・・負数（マイナス）

なお、数字の単位未満は四捨五入し、総数には不詳を含んだため、総数と内訳の計が一致しない場合があります。

7 本書は、政府統計の総合窓口（e-Stat）（<http://www.e-stat.go.jp/>）より、「令和２年国勢調査」を恵庭市が独自に取りまとめたものです。

用語の解説

○ 人口

調査した人口は「常住人口」です。常住人口とは調査時に常住している場所で調査する方法（常住地方式）による人口をいいます。

○ 年齢

年齢は令和2年9月30日現在による満年齢です。

なお、令和2年10月1日午前零時に生まれた人は、0歳としました。

○ 配偶関係

配偶関係は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分しました。

未婚 — まだ結婚したことのない人

有配偶 — 届出の有無に関係なく、妻又は夫のある人

死別 — 妻又は夫と死別して独身の人

離別 — 妻又は夫と離別して独身の人

○ 国籍

前回調査の11か国に「ネパール」が加わり、「12か国」になりました。

○ 世帯の種類

世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分しました。

一般世帯とは、次のものをいいます。

（1）住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者
ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めました。

（2）上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者

（3）会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者
施設等の世帯とは、次のものをいいます。

なお、世帯の単位は、原則として下記の（1）、（2）及び（3）は棟ごと、（4）は中隊又は艦船ごとです。

（1）寮・寄宿舍の学生・生徒 — 学校の寮・寄宿舍で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり

（2）病院・療養所の入院者 — 病院・療養者などに、すでに3か月以上入院している入院患者の集まり

（3）社会施設の入所者 — 老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり

(4) 自衛隊営舎内居住者 — 自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり

○ 世帯主

国勢調査における世帯主とは、収入の多少、住民基本台帳の届出等に関係なく、各世帯の判断によって行います。

○ 世帯人員

世帯人員とは、世帯を構成する各人（世帯員）の数をいいます。

○ 世帯の家族類型

世帯の家族類型とは、一般世帯を、その世帯員の世帯主との続柄により、次のとおり区分した分類をいいます。

A 親族のみの世帯 — 二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみからなる世帯

B 非親族を含む世帯 — 二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯

C 単独世帯 — 世帯人員が一人の世帯

○ 母子世帯・父子世帯

母子世帯とは、未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯をいいます。

父子世帯とは、未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯をいいます。

○ 65歳以上世帯員の単独世帯・夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯

65歳以上世帯員の単独世帯とは、65歳以上の人一人のみの一般世帯をいいます。

夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯とは、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯をいいます。

○ 住宅の所有関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を、次のとおり区分しています。

主世帯 — 「間借り」以外の以下の5区分に居住する世帯

持ち家 — 居住する住宅がその世帯の所有である場合

なお、所有する住宅は、登記の有無を問わない。

また、分割払いの分譲住宅などで支払いが完了していない場合も含まれます。

公営の借家 — その世帯の借りている住宅が都道府県営又は市町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合

なお、これには、雇用・能力開発機構の雇用促進住宅（移転就職者用宿舎）も含まれます。

民営の借家 — その世帯の借りている住宅が「公営の借家」、「都市再生機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合

給与住宅 — 勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合

なお、この場合、家賃の支払いの有無を問わない。また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含まれます。

間借り — 他の世帯が住んでいる住宅（持ち家、公営の借家、都市再生機構・公社の借家、民営の借家、給与住宅）の一部を借りて住んでいる場合

I. 調査結果の概況(人口等基本集計)

1. 人口概要

(1) 人口の推移

令和2年10月1日現在で実施された「国勢調査」の結果によると、恵庭市の人口は、70,331人で、前回調査の平成27年(69,702人)と比べて、629人増加(0.90%増)しました。

人口の推移をみると、近年は増加規模が縮小傾向にあります。引き続き増加が続いております。

また、世帯数も大正9年から増加しており、令和2年では、30,276世帯で、前回調査の平成27年(28,846世帯)と比べ、1,430世帯の増加(4.96%)増で、人口の増加割合と比較して、増加率が大きくなっています。

図1-1 恵庭市の人口と世帯数の推移

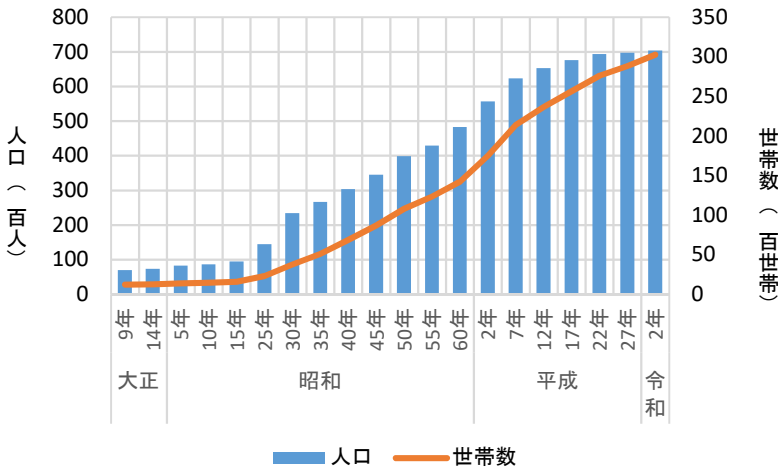


表1-1 恵庭市の人口と世帯の推移

調査年次	人口(人)	世帯数
大正 9年	6,965	1,227
大正 14年	7,356	1,269
昭和 5年	8,208	1,391
昭和 10年	8,579	1,467
昭和 15年	9,429	1,590
昭和 25年	14,456	2,311
昭和 30年	23,380	3,765
昭和 35年	26,642	5,085
昭和 40年	30,309	6,863
昭和 45年	34,449	8,710
昭和 50年	39,884	10,806
昭和 55年	42,911	12,321
昭和 60年	48,305	14,220
平成 2年	55,615	17,528
平成 7年	62,351	21,383
平成 12年	65,239	23,660
平成 17年	67,614	25,662
平成 22年	69,384	27,634
平成 27年	69,702	28,846
令和 2年	70,331	30,276

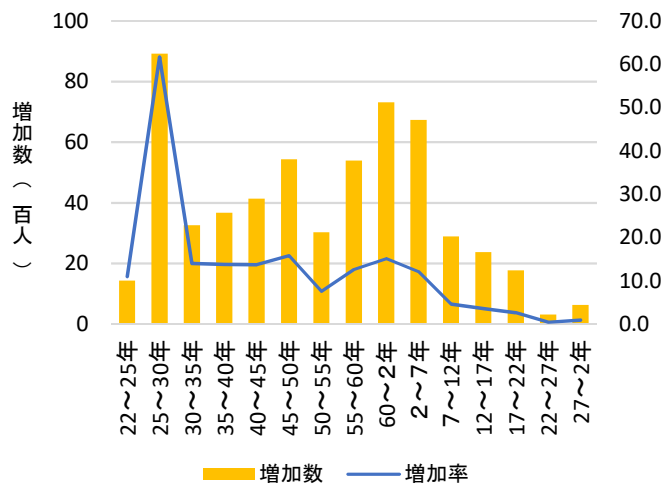
〈資料〉総務省統計局「国勢調査」

図1-2 人口増加数と増加率の推移

(2) 人口の増加数の推移

恵庭市の人口の増加状況の推移を国勢調査期間ごとに昭和22年実施分からみると、増加数は、昭和60年～平成2年に7,310人となって以降は縮小が続く、平成22年～平成27年に318人の増加で戦後最小の増加数でしたが、平成27年～令和2年は629人と、30年ぶりに拡大しています。

増加率も、昭和60年～平成2年(15.1%増)以降低下し続け、平成22年～平成27年(0.5%増)は過去最低でしたが、平成27年～令和2年(0.9%増)で増加しています。



(3) 石狩管内および道内における人口増加数及び増加率の比較

令和2年の恵庭市の人口は、70,331人で、石狩管内6市1町1村の中では、札幌市(1,973,395人)、江別市(121,056人)、千歳市(97,950人)に次ぐ4番目の人口規模となっています。

平成27年～令和2年の人口増加数では、札幌市が21,039人(1.08%増)と最も多く、次いで千歳市が2,302人(2.41%増)、恵庭市が629人(0.90%増)となっており、石狩管内で3番目の増加数及び増加率となっています。石狩管内では、江別市(420人 0.35%増)を含む4市以外の市町村では、前回調査と比べていずれも減少しています。

また、全道でも増加数で3番目となっており、増加率では8番目となっています。

表1-2 石狩管内市町村人口比較 (各年10月1日現在)

市町村名	令和2年	平成27年	増加数	増加率(%)
札幌市	1,973,395	1,952,356	21,039	1.08
江別市	121,056	120,636	420	0.35
千歳市	97,950	95,648	2,302	2.41
恵庭市	70,331	69,702	629	0.90
北広島市	58,171	59,064	△ 893	△ 1.51
石狩市	56,869	57,436	△ 567	△ 0.99
当別町	15,916	17,278	△ 1,362	△ 7.88
新篠津村	3,044	3,329	△ 285	△ 8.56

〈資料〉総務省統計局「国勢調査」

(単位: 人)

図1-3 石狩管内市町村人口増加数と増加率(平成27年～令和2年)※札幌市を除く

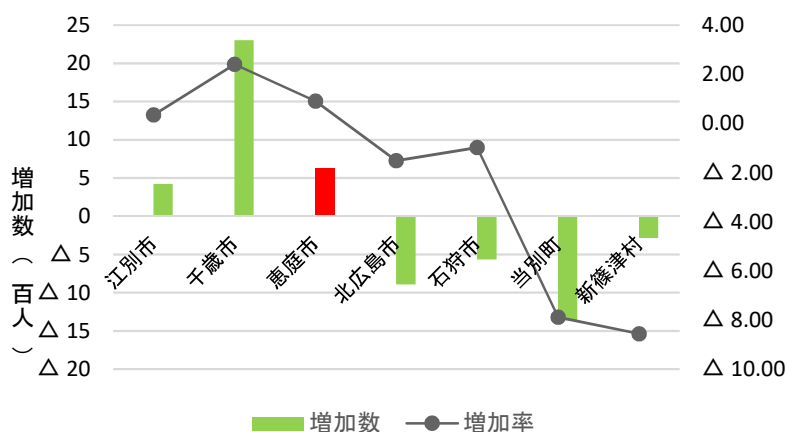


表1-3 道内人口増加数上位10市町村

(平成27～令和2年)

順位	市町村	増減数(人)
1	札幌市	21,039
2	千歳市	2,302
3	恵庭市	629
4	江別市	420
5	東川町	203
6	二セコ町	116
7	倶知安町	111
8	占冠村	95
9	赤井川村	44
10	鶴居村	24

〈資料〉総務省統計局「国勢調査」

表1-4 道内人口増加率上位10市町村

(平成27～令和2年)

順位	市町村	増減率(%)
1	占冠村	7.8
2	赤井川市	3.9
3	東川町	2.5
4	千歳市	2.4
5	二セコ町	2.3
6	札幌市	1.1
7	鶴居村	0.9
8	恵庭市	0.9
9	倶知安町	0.7
10	江別市	0.3

〈資料〉総務省統計局「国勢調査」

2. 男女別及び年齢別人口

(1) 男女別人口

令和2年の恵庭市の人口の男女比をみると、男性が34,088人に対し、女性が36,243人で人口性比(女性100人に対する男性の割合)は、94.1%となっています。

年齢階級別では、男性女性共に「45～49歳」、男性で「65～69歳」、女性で「70～74歳」で人口が多くなっています。また、性比をみると、「25～29歳」が111.0%で最も高く、次いで「0～4歳」が110.5%となっています。

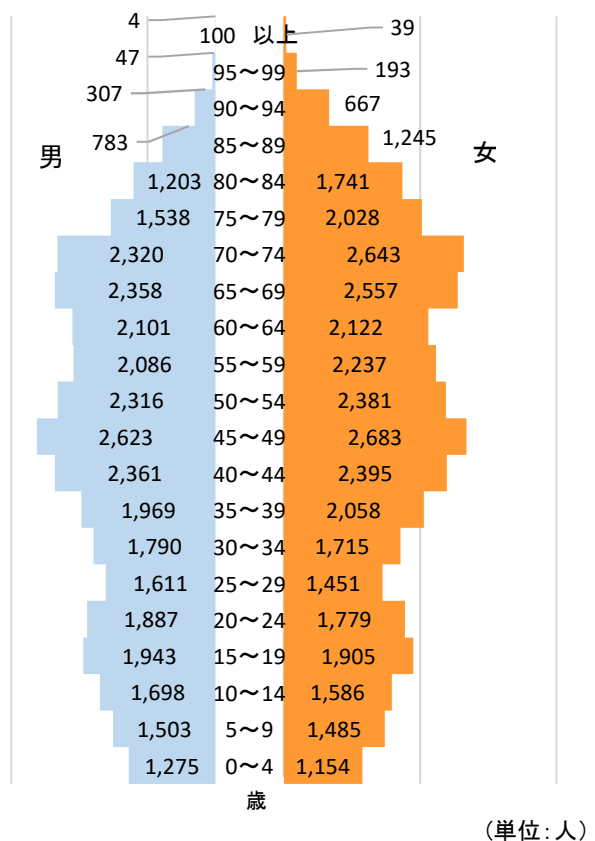
「35～39歳」以降は女性の方が多くなり、「70～74歳」以降は年齢が高くなるに従い比率は大きく低下していく傾向にあります。

表2-1 5歳階級別、男女別人口

(令和2年10月1日現在)

	総数(人)	男(人)	女(人)	性比(男/女)
総数	70,331	34,088	36,243	94.1 %
0～4歳	2,429	1,275	1,154	110.5 %
5～9	2,988	1,503	1,485	101.2 %
10～14	3,284	1,698	1,586	107.1 %
15～19	3,848	1,943	1,905	102.0 %
20～24	3,666	1,887	1,779	106.1 %
25～29	3,062	1,611	1,451	111.0 %
30～34	3,505	1,790	1,715	104.4 %
35～39	4,027	1,969	2,058	95.7 %
40～44	4,756	2,361	2,395	98.6 %
45～49	5,306	2,623	2,683	97.8 %
50～54	4,697	2,316	2,381	97.3 %
55～59	4,323	2,086	2,237	93.2 %
60～64	4,223	2,101	2,122	99.0 %
65～69	4,915	2,358	2,557	92.2 %
70～74	4,963	2,320	2,643	87.8 %
75～79	3,566	1,538	2,028	75.8 %
80～84	2,944	1,203	1,741	69.1 %
85～89	2,028	783	1,245	62.9 %
90～94	974	307	667	46.0 %
95～99	240	47	193	24.4 %
100歳以上	43	4	39	10.3 %
不詳	544	365	179	203.9 %

図2-1 年齢別人口ピラミッド(令和2年)



※年齢不詳分を除く

〈資料〉総務省統計局「国勢調査」

〈資料〉総務省統計局「国勢調査」

(2) 年齢別(3区分)人口割合の推移

令和2年の恵庭市の人口を0～14歳の「年少人口」、15～64歳の「生産年齢人口」、65歳以上の「老年人口」の年齢(3区分)別にみると、「年少人口」が8,701人、「生産年齢人口」が41,413人、「老年人口」が19,673人となっており、「老年人口」は「年少人口」と比べて、2倍以上となっています。

平成27年と比べると、「年少人口」では431人の減少(4.7%減)、「生産年齢人口」は1,484人の減少(3.5%減)、「老年人口」では2,208人の増加(12.6%増)となりました。

人口総数に占める割合を年齢(3区分)別にみると、「年少人口」が12.4%、「生産年齢人口」が58.9%、「老年人口」が28.0%となり、「老年人口」が「恵庭市全体人口の4分の1を超える割合となっています。

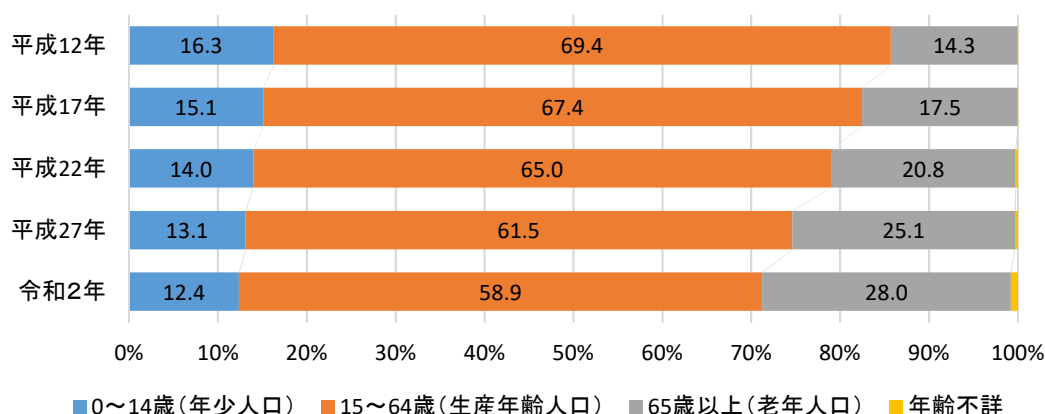
表2-2 年齢(3区分)別人口の推移

(各年10月1日現在)

	0～14歳(年少人口)		15～64歳(生産年齢人口)		65歳以上(老年人口)		年齢不詳	
	総数(人)	構成比(%)	総数(人)	構成比(%)	総数(人)	構成比(%)	総数(人)	構成比(%)
平成12年	10,620	16.3	45,305	69.4	9,313	14.3	1	0.0
17年	10,211	15.1	45,556	67.4	11,847	17.5	—	—
22年	9,690	14.0	45,110	65.0	14,427	20.8	157	0.2
27年	9,132	13.1	42,897	61.5	17,465	25.1	208	0.3
令和2年	8,701	12.4	41,413	58.9	19,673	28.0	544	0.8

(資料)総務省統計局「国勢調査」

図2-2 年齢(3区分)別人口割合の推移(各年10月1日現在)



(3)年齢構造指数

人口の年齢構造を表す従属人口指数(「年少人口指数」「老年人口指数」)の推移を平成12年からみると、「年少人口指数」は、出生率の低下を反映して低下を続け、「老年人口指数」では、上昇を続けており、平成17年(26.0)には初めて「年少人口指数」を上回りました。

また、これらの合計値である「従属人口指数」は、高齢人口の増加に伴い、上昇を続けております。

【注釈】

- ・従属人口指数…年少人口と老年人口の合計の生産年齢人口に対する比率
- ・年少人口指数…生産年齢人口100人に対する年少人口の数
- ・老年人口指数…生産年齢人口100人に対する老年人口の数

図2-3 年齢構成指数の推移(各年10月1日現在)

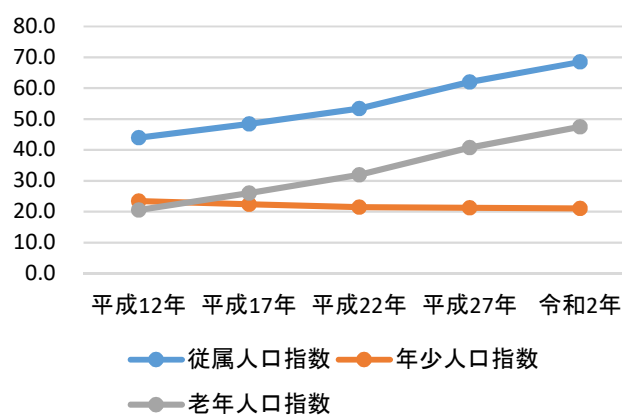


表2-3 年齢構成指数及び平均年齢の推移

(各年10月1日現在)

調査年	従属人口 指数	年少人口 指数	老年人口 指数	老年化 指数	平均年齢 (歳)
平成12年	44.0	23.4	20.6	87.7	39.2
17年	48.4	22.4	26.0	116.0	41.3
22年	53.5	21.5	32.0	148.9	43.5
27年	62.0	21.3	40.7	191.3	45.4
令和2年	68.5	21.0	47.5	226.1	47.1

【注釈】

・老年化指数…年少人口100人
に対する老年人口の数

※年齢、日本人・外国人の別「不詳」を除く

〈資料〉総務省統計局「国勢調査」

表2-4 全国・北海道・石狩管内の年齢(3区分)別人口構成比(令和2年10月1日現在)

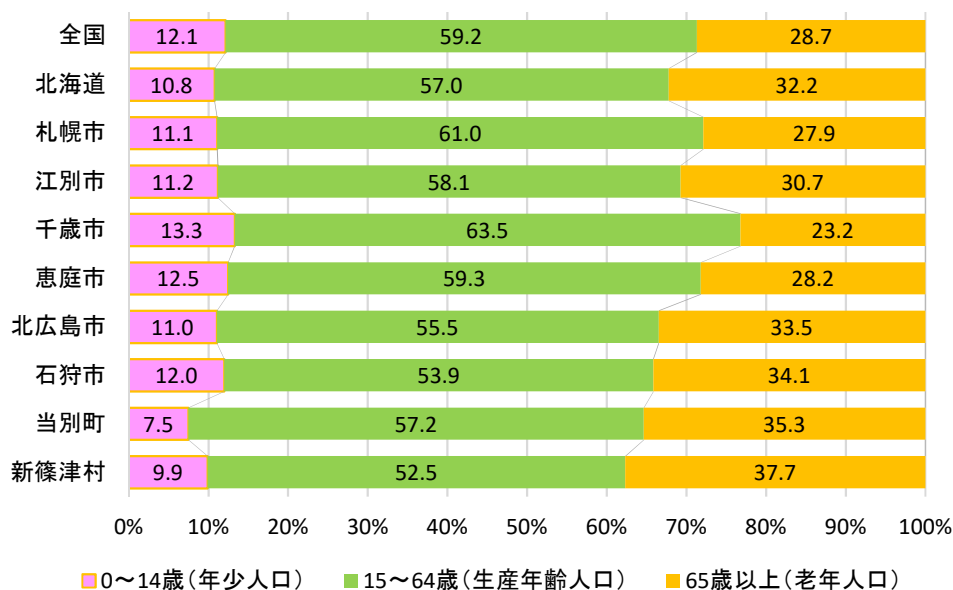
	0～14歳(年少人口)		15～64歳(生産年齢人口)		65歳以上(老年人口)		平均年齢 (歳)
	総数(人)	構成比(%)	総数(人)	構成比(%)	総数(人)	構成比(%)	
全国	14,955,692	12.1	72,922,764	59.2	35,335,805	28.7	47.7
北海道	555,804	10.8	2,945,727	57.0	1,664,023	32.2	49.8
札幌市	215,366	11.1	1,185,724	61.0	541,242	27.9	47.7
江別市	13,400	11.2	69,555	58.1	36,783	30.7	48.7
千歳市	13,012	13.3	62,066	63.5	22,690	23.2	44.3
恵庭市	8,701	12.5	41,413	59.3	19,673	28.2	47.1
北広島市	6,395	11.0	32,140	55.5	19,380	33.5	50.2
石狩市	6,821	12.0	30,645	53.9	19,402	34.1	49.8
当別町	1,178	7.5	8,983	57.2	5,553	35.3	52.3
新篠津村	300	9.9	1,591	52.5	1,142	37.7	52.1

※年齢、日本人・外国人の別「不詳」を除く

※構成比は、「年齢不詳」を除いた割合で算出

〈資料〉総務省統計局「国勢調査」

図2-4 全国・北海道・石狩管内の年齢(3区分)別人口構成比



3. 配偶関係

(1) 配偶関係

令和2年の15歳以上人口の配偶関係を男女別にみると、男性は15歳以上人口のうち「未婚」が8,835人(30.2%)、「有配偶」が17,425人(59.6%)、「死別」が944人(3.2%)、「離別」が1,163人(4.0%)となっています。女性では、「未婚」が6,938人(21.8%)、「有配偶」が17,885人(56.2%)、「死別」が4,233人(13.3%)、「離別」が2,089人(6.6%)となっています。

配偶関係別割合を男女で比べると、「未婚率」、「有配偶率」は男性が女性を上回っているのに対し、「死別率」、「離別率」は女性が男性を上回っています。特に、「死別率」では、女性が男性の4倍以上の割合を占めており、女性の平均寿命が男性より長いことによるものと推定されます。

図3-1 配偶関係、男女別15歳以上人口の割合(令和2年10月1日現在)

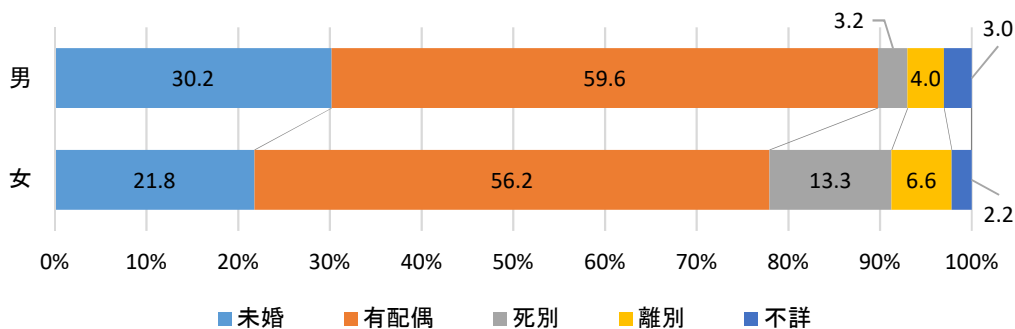


表3-1 配偶関係、男女別15歳以上人口の推移

(各年10月1日現在)

調査年	男					女				
	未婚	有配偶	死別	離別	不詳	未婚	有配偶	死別	離別	不詳
平成12年	8,752	16,912	597	671	150	6,304	17,253	2,789	1,099	91
	32.3	62.4	2.2	2.5	0.6	22.9	62.7	10.1	4.0	0.3
平成17年	8,963	17,493	699	888	66	6,628	17,843	3,243	1,516	64
	31.9	62.2	2.5	3.2	0.2	22.6	60.9	11.1	5.2	0.2
平成22年	9,128	17,672	867	1,049	222	6,870	18,112	3,663	1,752	202
	31.5	61.1	3.0	3.6	0.8	22.5	59.2	12.0	5.7	0.7
平成27年	9,051	17,583	910	1,130	408	7,017	17,970	4,042	1,956	295
	31.1	60.5	3.1	3.9	1.4	22.4	57.4	12.9	6.3	0.9
令和2年	8,835	17,425	944	1,163	880	6,938	17,885	4,233	2,089	694
	30.2	59.6	3.2	4.0	3.0	21.8	56.2	13.3	6.6	2.2

(資料)総務省統計局「国勢調査」

(単位: 上段~人、下段~%)

(2) 未婚率の推移

配偶関係別割合の「未婚率」の推移をみると、男女共に大きな変化はなく、令和2年（男性30.2%、女性21.8%）と平成27年（男性31.1%、女性22.4%）と比べて微減となっています。

これに対し、年齢構成の変化による影響を取り除くため、平成27年以前の人口が令和2年と同じ年齢構成であったと仮定して標準化した配偶関係別割合をみると、「未婚率」では、男女とも平成12年から一貫して上昇を続けており、男性では平成12年（23.5%）から令和2年（30.2%）で6.7ポイントの上昇、女性は平成12年（16.1%）から平成27年（21.8%）で5.7ポイントの上昇と、それぞれ上昇しています。

図3-2 男女未婚率の割合推移

（各年10月1日現在）

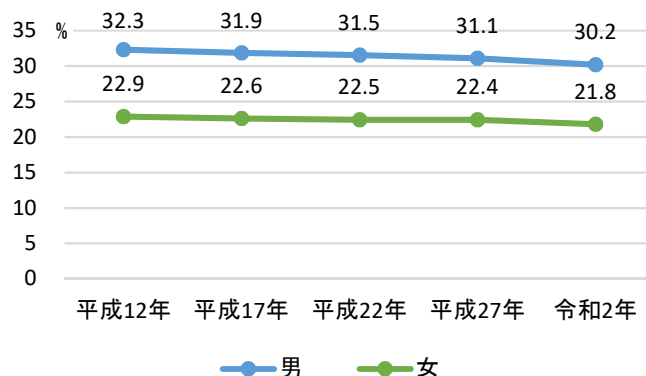


表3-2 配偶関係、男女別15歳以上人口の配偶関係別割合の推移（年齢構成を標準化した場合）

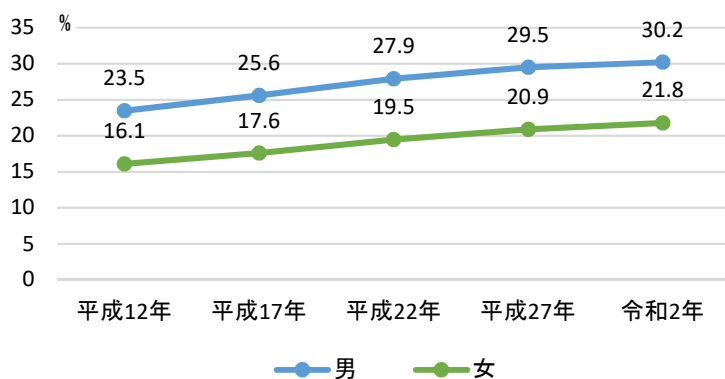
（各年10月1日現在）

調査年	男					女				
	未婚	有配偶	死別	離別	不詳	未婚	有配偶	死別	離別	不詳
平成12年	23.5	68.6	4.8	2.5	0.7	16.1	59.6	19.9	3.9	0.5
17年	25.6	66.6	4.3	3.2	0.3	17.6	58.8	18.3	5.0	0.3
22年	27.9	63.6	4.1	3.6	0.8	19.5	57.8	16.4	5.6	0.7
27年	29.5	61.6	3.6	3.9	1.4	20.9	56.8	15.1	6.2	0.9
令和2年	30.2	59.6	3.2	4.0	3.0	21.8	56.2	13.3	6.6	2.2

（資料）総務省統計局「国勢調査」

（単位：％）

図3-3 男女別15歳以上人口の標準化未婚率の推移（年齢構成を標準化した場合）



(3) 年齢別配偶関係

令和2年の未婚率を年齢(5歳階級)別にみると、男女ともに年齢が高くなるに従って低くなっています。男性では「20～24歳」で1,702人(90.2%)、「25～29歳」で1,062人(65.9%)、「30～34歳」で760人(42.5%)と低下しており、女性でも「20～24歳」の1,582人(88.9%)から、「25～29歳」で823人(56.7%)、「30～34歳」で540人(31.5%)と、20～30歳代で急激に低下しています。また40歳を超えると低下は緩やかになります。

表3-3 男女別15歳以上人口の配偶関係別数(5歳階級)

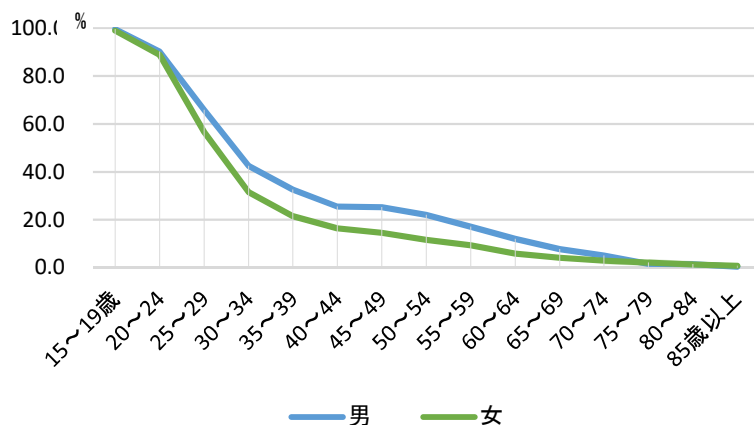
(令和2年10月1日現在)

年齢 (5歳階級)	男					女				
	未婚	有配偶	死別	離別	不詳	未婚	有配偶	死別	離別	不詳
総数	8,835	17,425	944	1,163	880	6,938	17,885	4,233	2,089	694
15～19歳	1,935	4	—	—	4	1,885	4	—	1	15
20～24	1,702	94	1	6	84	1,582	141	—	8	48
25～29	1,062	429	—	21	99	823	552	—	37	39
30～34	760	896	—	37	97	540	1,043	4	89	39
35～39	642	1,168	1	68	90	443	1,435	6	124	50
40～44	603	1,568	6	98	86	394	1,702	18	225	56
45～49	662	1,693	7	159	102	391	1,889	36	295	72
50～54	510	1,560	19	144	83	277	1,753	48	240	63
55～59	356	1,498	26	141	65	210	1,647	92	259	29
60～64	253	1,616	51	142	39	124	1,631	138	209	20
65～69	184	1,911	93	137	33	107	1,957	279	190	24
70～74	118	1,941	124	104	33	77	1,849	491	190	36
75～79	25	1,301	136	56	20	44	1,193	661	92	38
80～84	18	973	172	26	14	24	726	876	61	54
85歳以上	5	773	308	24	31	17	363	1,584	69	111

(資料)総務省統計局「国勢調査」

(単位:人)

図3-4 年齢(5歳階級)、男女別未婚率(令和2年10月1日時点)



4. 世帯数・世帯の家族類型

(1) 世帯数及び世帯規模

令和2年の恵庭市の世帯数は30,276世帯で、平成27年の世帯数28,846世帯に比べて、1,430世帯(5.0%増)増加しました。また、世帯規模(1世帯当たりの人員)は、2.32人で平成27年の2.42人に比べて、0.10人縮小しており、世帯規模の縮小は徐々に加速していることがわかります。

世帯の種類別にみると、住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者、間借り・下宿などの単身者、会社などの独身寮の単身者からなる「一般世帯」は30,172世帯、世帯人員は67,695人で、世帯規模は2.24人となっています。

また、寮の学生・生徒、病院の入院者、社会施設の入所者、自衛隊営舎内居住者などの集まりである「施設等の世帯」は、104世帯、世帯人員は2,636人となっています。

一般世帯の推移をみると、世帯数、世帯人員ともに増加していますが、単独世帯の増加により世帯数の伸びに比べると世帯人員の伸びは小さいため、世帯規模は徐々に縮小しています。

図4-1 一般世帯の世帯数及び1世帯当たりの人員の推移
(各年10月1日現在)

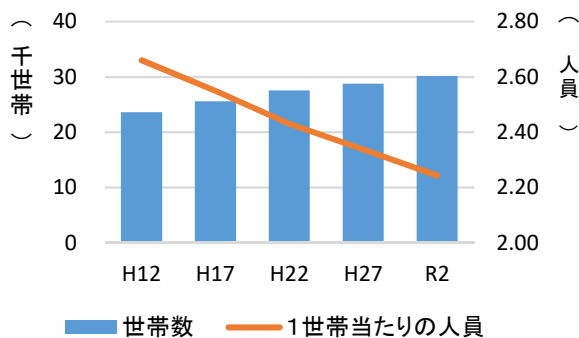


表4-1 世帯の種類別世帯数及び世帯人員の推移

(各年10月1日現在)

調査年	総数			一般世帯			施設等の世帯		
	世帯数	世帯人員(人)	1世帯当たりの人員(人)	世帯数	世帯人員(人)	1世帯当たりの人員(人)	世帯数	世帯人員(人)	1世帯当たりの人員(人)
平成12年	23,660	65,239	2.76	23,581	62,664	2.81	78	2,574	33.00
17年	25,662	67,614	2.63	25,579	65,166	2.66	83	2,448	29.49
22年	27,634	69,384	2.51	27,546	66,947	2.55	88	2,437	27.69
27年	28,846	69,702	2.42	28,752	67,223	2.43	94	2,479	26.37
令和2年	30,276	70,331	2.32	30,172	67,695	2.24	104	2,636	25.35

※「総数」には、世帯の種類の不詳を含むため、合算値は一致しない。

〈資料〉総務省統計局「国勢調査」

(2) 世帯人員

令和2年の一般世帯を世帯人員別にみると、「1人世帯」が9,980世帯で全体の33.1%を占めて最も多く、次いで「2人世帯」が9,796世帯(32.5%)となっており、世帯人員が2人以下の世帯が全体の約3分の2となっています。また、世帯人員が多くなるほど世帯数は少なくなっています。

推移をみると、世帯人員が2人以下の世帯数の増加割合が大きく、その影響で1世帯当たりの人員数が年々減少しています。

図4-2 一般世帯の単身世帯数の推移
(各年10月1日現在)

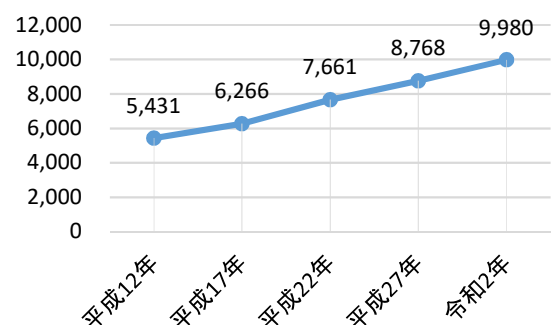


表4-2 世帯人員別一般世帯数の推移

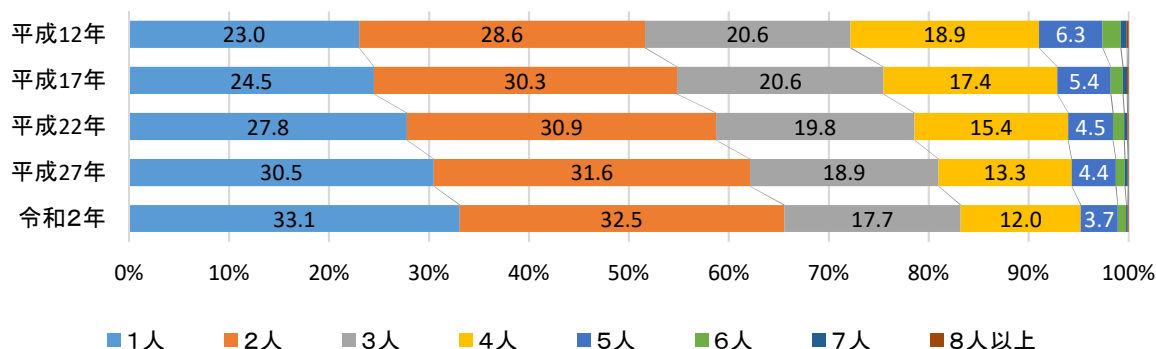
(各年10月1日現在)

調査年	総数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人以上
平成12年	23,581	5,431	6,741	4,847	4,450	1,497	430	147	38
17年	25,579	6,266	7,763	5,281	4,448	1,370	309	109	33
22年	27,546	7,661	8,517	5,467	4,234	1,239	311	85	32
27年	28,752	8,768	9,096	5,421	3,833	1,267	260	86	21
令和2年	30,172	9,980	9,796	5,330	3,623	1,116	256	47	24

〈資料〉総務省統計局「国勢調査」

(単位:世帯)

図4-3 一般世帯の世帯人員別割合の推移(各年10月1日現在)



(3) 世帯の家族類型

令和2年の一般世帯を世帯の家族類型別にみると、「核家族世帯」が18,394世帯(一般世帯数の61.0%)、「核家族以外の世帯」が1,536世帯(5.1%)、「非親族を含む世帯」が258世帯(0.9%)、「単独世帯」が9,980世帯(33.1%)となっています。

平成27年の調査と比較すると、「核家族世帯」は世帯数が増加しているものの、割合は低下し、一方「単独世帯」は世帯数が大きく増加しており、

平成27年と比較すると、

1,212世帯(13.8%増)

増加し、一般世帯のうち

約3割は「単独世帯」と

なっています。

図4-4 一般世帯の家族類型別割合の推移

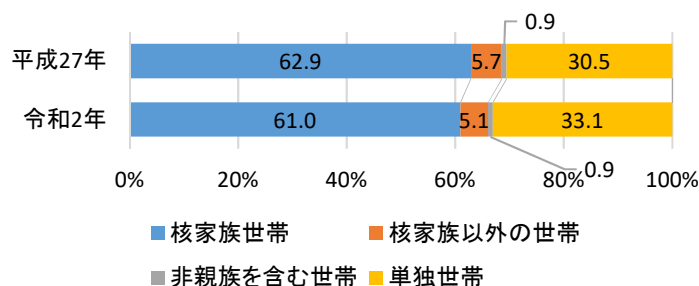


表4-3 世帯の家族類型別一般世帯数の推移(各年10月1日現在)

調査年	総数	親族のみの世帯							非親族を含む世帯	単独世帯
		総数	核家族世帯					核家族以外の世帯		
			総数	夫婦のみの世帯	夫婦と子供から成る世帯	男親と子供から成る世帯	女親と子供から成る世帯			
平成27年	28,752	19,728	18,092	6,953	8,410	396	2,333	1,636	254	8,768
令和2年	30,172	19,930	18,394	7,366	8,065	432	2,531	1,536	258	9,980

※総数には、世帯の家族類型「不詳」も含む

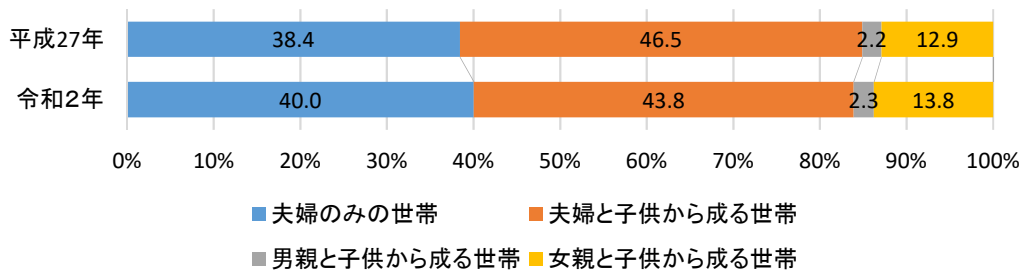
(単位:世帯)

〈資料〉総務省統計局「国勢調査」

「核家族世帯」の内訳をみると、「夫婦のみの世帯」が7,366世帯(40.0%)、「夫婦と子供から成る世帯」が8,065世帯(43.8%)、「男親と子供から成る世帯」が432世帯(2.3%)、「女親と子供から成る世帯」が2,531世帯(13.8%)となっています。

平成27年調査と比べると、「夫婦のみの世帯」、「男親と子供から成る世帯」、「女親と子供から成る世帯」では、世帯数が増加しており、「夫婦と子供から成る世帯」は減少しています。

図4-5 核家族世帯の内訳割合の推移(各年10月1日現在)

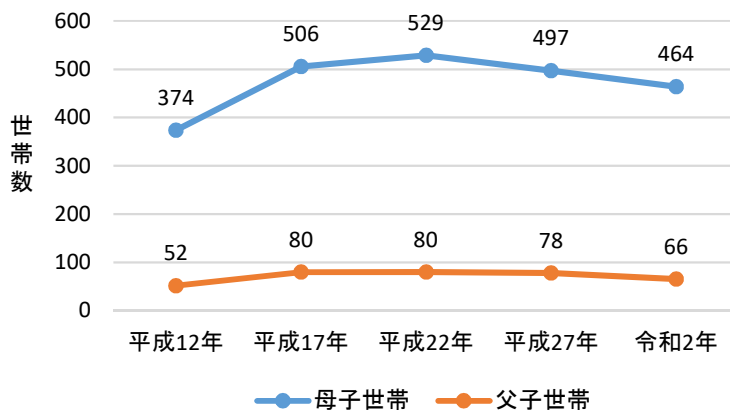


「女(男)親と子供から成る世帯」のうち、未婚、死別又は離別の女親(男親)と未婚の20歳未満の子供のみから成る世帯である「母子世帯(父子世帯)」をみると、令和2年の「母子世帯」は464世帯(1.5%)、「父子世帯」は66世帯(0.2%)となっています。

推移をみると、平成22年調査まで「母子世帯」は増加傾向にありましたが、その後減少傾向となり、令和2年には平成27年から33世帯(△6.6%)減少しています。

また、「父子世帯」は、平成17年まで増加しておりましたが、その後はほぼ横ばいとなり、令和2年には平成27年から12世帯(△15.3%)減少しています。

図4-6 母子世帯及び父子世帯の推移(各年10月1日現在)



(4) 単独世帯の男女別数および割合

令和2年の単独世帯は9,980世帯で、世帯主の男女別にみると男性が5,080世帯(男性の14.9%)、女性が4,900世帯(女性の13.5%)となっています。

人口に占める単独世帯の割合を世帯主の年齢(5歳階級)別にみると、男性では「20～24歳」が27.5%で最も高く、次いで「25～29歳」で25.8%となっています。そこか「40～44歳」の14.9%まで低下し、「50～54歳」の19.3%まで再度増加した後、「75～79歳」で最低となり、再び上昇しています。

女性では、「20～24歳」で25.9%と高く、そこから年齢に従い割合は低下していき、「40～44歳」で最低の6.0%となった後、増減しながらも徐々に割合は上昇し、「80～84歳」では29.6%と最も高くなっています。

表4-4 世帯主の年齢(5歳階級)、世帯主の男女別単独世帯及び人口に占める単独世帯の割合

(令和2年10月1日現在)

年齢 (5歳階級)	単独世帯数			単独世帯の割合(%)		
	総数	男	女	総数	男	女
総数	9,980	5,080	4,900	14.2	14.9	13.5
15歳未満	—	—	—	—	—	—
15～19歳	358	170	188	9.3	8.7	9.9
20～24歳	978	518	460	26.7	27.5	25.9
25～29歳	708	416	292	23.1	25.8	20.1
30～34歳	533	359	174	15.2	20.1	10.1
35～39歳	462	332	130	11.5	16.9	6.3
40～44歳	495	352	143	10.4	14.9	6.0
45～49歳	702	490	212	13.2	18.7	7.9
50～54歳	679	446	233	14.5	19.3	9.8
55～59歳	612	328	284	14.2	15.7	12.7
60～64歳	561	310	251	13.3	14.8	11.8
65～69歳	600	284	316	12.2	12.0	12.4
70～74歳	738	270	468	14.9	11.6	17.7
75～79歳	622	157	465	17.4	10.2	22.9
80～84歳	660	144	516	22.4	12.0	29.6
85歳以上	739	145	594	22.5	12.7	27.7

※「総数」には、世帯主の年齢「不詳」を含む

〈資料〉総務省統計局「国勢調査」

図4-7 世帯主の年齢(5歳階級)、世帯主の男女別人口に占める単独世帯の割合

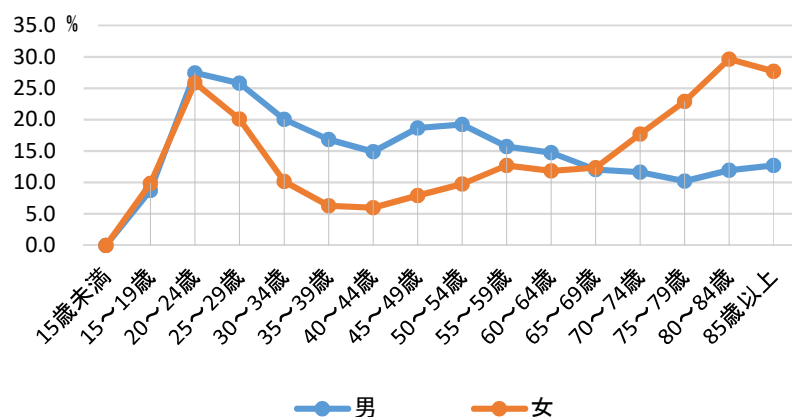


表4-5 世帯主の男女、世帯主の配偶関係別単独世帯数 (令和2年10月1日現在)

配偶関係 (4区分)	単独世帯数			割合(%)		
	総数	男	女	総数	男	女
総数	9,980	5,080	4,900	100.0	100.0	100.0
未婚	4,013	2,475	1,538	40.2	48.7	31.4
有配偶	625	357	268	6.3	7.0	5.5
死別	2,361	473	1,888	23.7	9.3	38.5
離別	1,297	631	666	13.0	12.4	13.6

※「総数」には配偶関係不詳を含む

〈資料〉総務省統計局「国勢調査」

5. 住居の状況

(1) 住宅の所有関係

令和2年の恵庭市の一般世帯（30,172世帯）のうち、「住宅に住む一般世帯」は29,962世帯となりました。これを住宅の所有の関係別にみると、「借家」が10,939世帯（住宅に住む一般世帯の36.5%）、「持ち家」が18,623世帯（同62.2%）、「間借り」が400世帯（同1.3%）となり、過去5回の結果とほぼ横ばいとなっています。

「借家」の内訳をみると、「民営の借家」が9,316世帯（31.1%）で最も多く、次いで「公営・都市再生機構の借家」が946世帯（3.2%）、社宅や公務員住宅などの「給与住宅」が677世帯（2.3%）となっています。

「持ち家」と「民営の借家」を合わせると全体の93.3%であり、9割を超えています。

図5-1 持ち家及び借家に住む一般世帯数の推移
（各年10月1日現在）

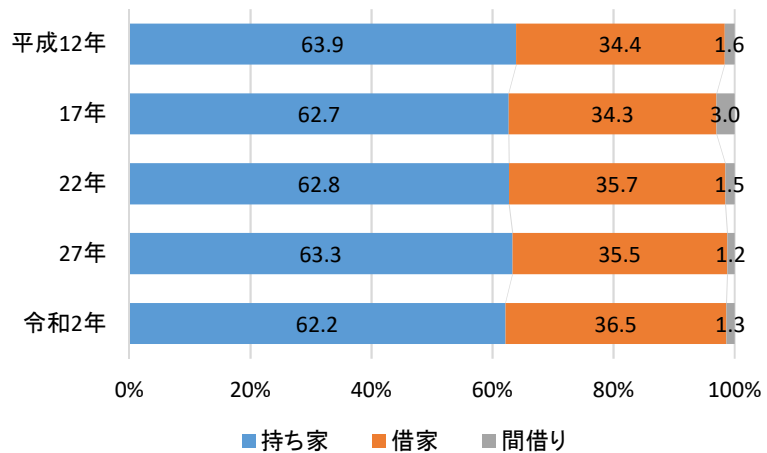


表5-1 住宅の所有の関係別住宅に住む一般世帯数の推移（各年10月1日現在）

調査年	住宅に住む一般世帯	主 世 帯						間借り
		総数	持ち家	借 家				
				総数	公営・都市再生機構の借家	民営の借家	給与住宅	
平成12年	23,261	22,883	14,870	8,013	1,303	5,717	993	378
	100.0	98.4	63.9	34.4	5.6	24.6	4.3	1.6
17年	25,367	24,610	15,908	8,702	1,326	6,489	887	757
	100.0	97.0	62.7	34.3	5.2	25.6	3.5	3.0
22年	27,335	26,927	17,156	9,771	1,121	7,914	736	408
	100.0	98.5	62.8	35.7	4.1	29.0	2.7	1.5
27年	28,458	28,120	18,019	10,101	1,099	8,428	574	338
	100.0	98.8	63.3	35.5	3.9	29.6	2.0	1.2
令和2年	29,962	29,562	18,623	10,939	946	9,316	677	400
	100.0	98.7	62.2	36.5	3.2	31.1	2.3	1.3

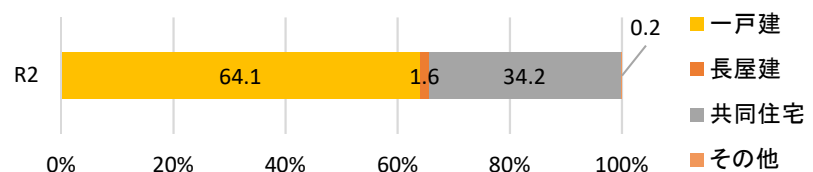
〈資料〉総務省統計局「国勢調査」

（単位：上段～世帯、下段～%）

(2) 住宅の建て方

住宅に住む一般世帯について、住宅の建て方別にみると、「一戸建」が19,192世帯で全体（29,962世帯）の64.1%、「共同住宅」は、10,248世帯で全体の34.2%となりました。

図5-2 住宅の建て方別住宅に住む一般世帯割合（令和2年10月1日現在）



6. 高齢者

(1) 65歳以上人口

令和2年の65歳以上人口は19,673人で人口総数の28.0%を占め、4人に1人以上は65歳以上となっています。男女別にみると、男性が8,560人、女性が11,113人となっています。

また65歳以上人口を年齢(5歳階級)別にみると、「65～69歳」が4,915人(7.0%)、「70～74歳」が4,963人(7.1%)、「75～79歳」が3,566人(5.1%)、「80～84歳」が2,944人(4.2%)、「85歳以上」が3,285人(4.7%)となっています。

推移をみると、すべての年齢階級で増加が続いており、平成12年と比べると令和2年では「75～79歳」で2倍以上、「75～79歳」で約3倍、「80～84歳」で3倍以上、「85歳以上」では4.5倍以上となりました。人口総数に占める割合をみても、平成12年は65歳以上が全体の17.5%だったが、令和2年には28.0%となっており、各年齢階級で大きく上昇しています。

図6-1 年齢(5歳階級)別65歳以上人口の推移(各年10月1日現在)

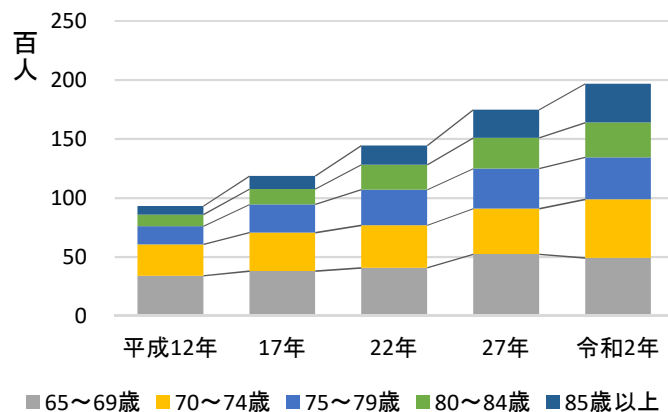


表6-1 年齢(5歳階級)別65歳以上人口及び65歳以上人口の人口総数に占める割合の推移

(各年10月1日現在)

調査年	人口総数	65歳以上人口							
		総数	男	女	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上
平成12年	65,239	9,313	4,341	4,972	3,396	2,665	1,535	993	724
	100.0	17.5	7.9	9.6	5.6	4.8	3.5	1.9	1.6
17年	67,614	11,847	5,373	6,474	3,799	3,248	2,394	1,298	1,108
	100.0	17.5	7.9	9.6	5.6	4.8	3.5	1.9	1.6
22年	69,384	14,427	6,392	8,035	4,079	3,612	3,015	2,108	1,613
	100.0	20.8	9.2	11.6	5.9	5.2	4.3	3.0	2.3
27年	69,702	17,465	7,716	9,749	5,234	3,869	3,372	2,613	2,377
	100.0	25.1	11.1	14.0	7.5	5.6	4.8	3.7	3.4
令和2年	70,331	19,673	8,560	11,113	4,915	4,963	3,566	2,944	3,285
	100.0	28.0	12.2	15.8	7.0	7.1	5.1	4.2	4.7

〈資料〉総務省統計局「国勢調査」

(単位: 上段～人、下段～%)

令和2年の65歳以上世帯員のいる一般世帯は12,164世帯で、一般世帯総数(30,172世帯)の40.3%となっています。平成27年は10,988世帯(38.2%)となっており、前回調査から増加しております。

また、65歳以上世帯員のいる世帯を家族類型別にみると、「核家族世帯」が7,456世帯(61.3%)と過半数を占めています。以下、「単独世帯」が3,359世帯(27.6%)、「核家族以外の世帯」が1,290世帯(10.6%)、「非親族を含む世帯」が59世帯(0.5%)となっています。

平成27年前回調査と比べると、「単独世帯」の割合が増加しています。

図6-2 65歳以上世帯員のいる一般世帯の家族類型別割合(各年10月1日現在)

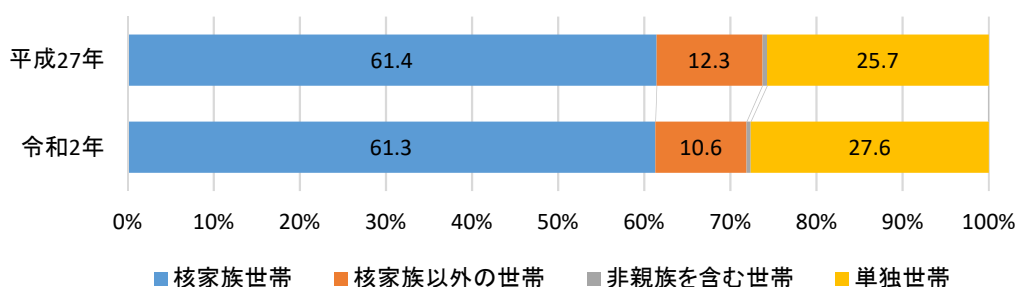


表6-2 世帯の家族類型別65歳以上世帯員のいる一般世帯数 (各年10月1日現在)

調査年	総数	親族のみの世帯			非親族を含む世帯	単独世帯
		総数	核家族世帯	核家族以外の世帯		
平成27年	10,988	8,101	6,752	1,349	60	2,827
令和2年	12,164	8,746	7,456	1,290	59	3,359

〈資料〉総務省統計局「国勢調査」

(単位: 世帯)

(2) 高齢夫婦世帯の高齢化

令和2年の高齢夫婦世帯数(夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯)は4,260世帯で、65歳以上世帯員のいる一般世帯(12,164世帯)の35.0%を占めています。

夫婦の年齢別をみると、「夫婦とも65歳以上」が3,804世帯(高齢夫婦世帯の89.3%)、「夫婦とも70歳以上」が2,563世帯(同60.2%)、「夫婦とも75歳以上」が1,397世帯(同32.8%)、「夫婦とも80歳以上」が658世帯(同15.4%)となりました。

表6-3 高齢夫婦世帯数(年齢区分別)(令和2年10月1日現在)

年齢区分	妻が60～64歳	妻が65～69歳	妻が70～74歳	妻が75～79歳	妻が80～84歳	妻が85歳以上
夫が65～69歳	372	558	82	14	4	1
夫が70～74歳	79	494	603	64	4	2
夫が75～79歳	4	79	428	304	23	5
夫が80～84歳	1	8	61	352	220	8
夫が85歳以上	—	1	4	55	247	183

〈資料〉総務省統計局「国勢調査」

(単位: 世帯)

7. 外国人

(1)外国人の人口

令和2年の外国人人口は438人で、総人口に占める割合は、0.62%となりました。前回の平成27年（190人）から248人（130.5%増）と大きく増加しました。男女別では、男性が220人、女性が218人でほぼ同数で、男性78人、女性112人と女性が多かった前回の平成27年から構成が変化しています。

令和2年の外国人人口を国籍別にみると、「フィリピン」が109人（外国人の24.9%）で最も多く、次いで「ベトナム」が93人（同21.1%）、「中国」が89人（同20.3%）となっています。平成27年の国籍別では「中国」、「韓国・朝鮮」で61.8%を占めていましたが、令和2年は急増した「フィリピン」、「ベトナム」と「中国」の3か国で66.4%となっています。

図7-1 外国人人口の国籍別割合（令和2年10月1日現在）

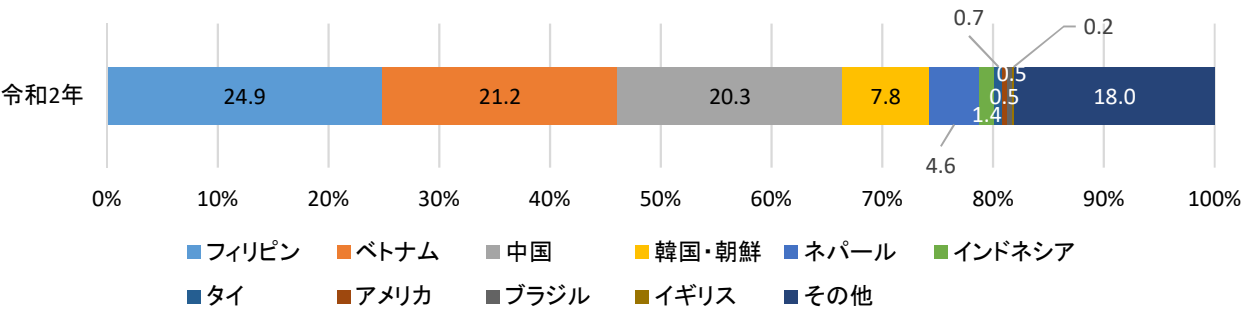


表7-1 国籍、男女別外国人人口比較（各年10月1日現在）

調査年	総数			フィリピン	ベトナム	中国	韓国・朝鮮	ネパール	インドネシア	タイ	アメリカ	ブラジル	イギリス	その他
		男	女											
平成27年	190	78	112	15	1	82	40	－	2	2	4	2	1	41
令和2年	438	220	218	109	93	89	34	20	6	3	2	2	1	79

※無国籍及び国名「不詳」を除く（単位：人）

※平成27年のネパールはその他に含まれる

〈資料〉総務省統計局「国勢調査」